

“人もまちも輝く笑顔あふれる船橋”  
の実現に向けて 一緒にまちづくりをしませんか？

企業版ふるさと納税で実現させたい **4** つの地方創生プロジェクト



文化・スポーツ振興



子ども・子育て応援



防災力向上



“行ってみたい”魅力の創生

## 寄附によるメリット

### 社会貢献

企業としてのPR効果  
(SDGs・CSR)

船橋市との新たな

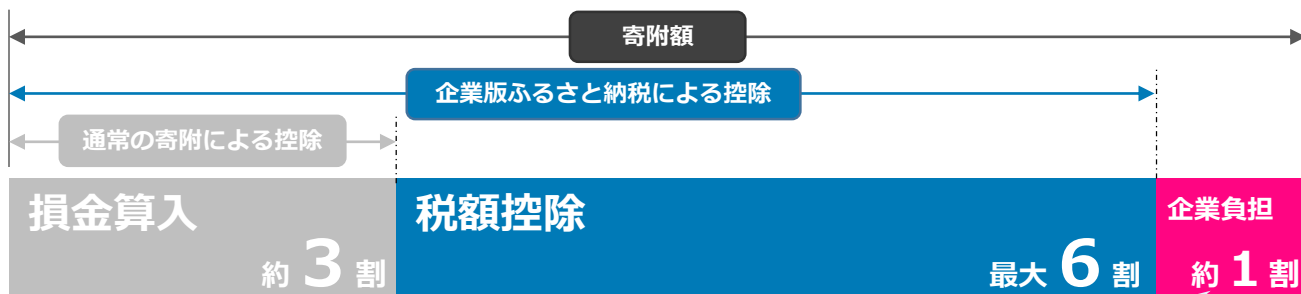
**パートナーシップの  
構築**

地域資源などを活かした  
**新事業展開**

# 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から**税額控除**される仕組みのことです。  
企業様からのご寄附により、船橋市の取組みをさらに進めることができます。

※寄附による控除イメージ図



<例> 100万円寄附 … 最大**約90万円**が控除

最大**約9割**の軽減効果

税目ごとの  
特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割の20%が上限）。
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。  
ただし、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）。
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）。

## 寄附手続きの流れ

Step 1

寄附の申し出  
(寄附申出書の提出)

Step 2

寄附金の納入

Step 3

税の申告

※本市から納付書の送付

※入金確認後、本市から  
受領証の送付

## 留意事項

- ・1回あたり**10万円以上**の寄附が対象となります。
- ・**本社が船橋市に所在している**企業様からの寄附については、本制度の**対象外**となります（通常の寄附による損金算入約3割の軽減は市内外問わず適用されます）。
- ・寄附を行うことの代償として、**経済的な利益**を受けることは**禁止**されています。
- ・税額控除は、**実際に寄附を行った日**が属する**事業年度**に適用されます。

寄附に関するお問い合わせ先

船橋市 企画財政部 政策企画課 計画推進係

TEL 047-436-2057

E-mail [seisaku@city.funabashi.lg.jp](mailto:seisaku@city.funabashi.lg.jp)

※詳細は市HPで  
ご確認ください  
(二次元バーコード)

